

◆◆改悪された国税通則法の主な内容◆◆

内容	実施時期	罰則・注意点等
記帳の義務付け	2014(平成26)年1月1日～	罰則はないが、帳簿がなければ税務署は推計課税(同業者比率)で税金を決めてくる
帳簿・書類等の税務署留め置き権限	2013(平成25)年1月1日～	留置きについて、期限や返還についての規定はないが、納税者の理解と協力が前提
帳簿・書類等の提示・提出を強要	2013(平成25)年1月1日～	提示・提出に応じなければ1年以下の懲役、または50万円以下の罰金
税務調査時の事前通知の法定化	2013(平成25)年1月1日～	調査の日時・場所・税目等を納税者に事前に知らせる事を明記したが、同時に例外規定も明記
修正申告の「勧奨(すすめる)」を合法化	2013(平成25)年1月1日～	文書で交付する事を義務化し、調査結果の内容を説明するようになった
税務調査(更正処分)期間を3年から5年に延長	2012(平成24)年3月の申告から5年に	延長された事で5年の調査を当たり前にして7年さかのぼって調査する事も可能に
無申告者への罰則強化・消費税不正還付への罰則強化	[2011(平成23)年6月22日改正]	5年以下の懲役、500万円以下の罰金、または両方
反面調査の合法化等、民商などの「人格のない社団への」税務署調査権の拡大		取引先等への調査や納税者の所属している団体への調査を法律で認める